

平成11年 第1回沼田町議会定例会会議録 (1日目)

平成11年 3月 4日(木)

午前10時06分 開会

1. 出席議員

議長	4番	吉尾政春	議員	1番	谷口清治	議員
	2番	橋場守	議員	3番	大沼恒雄	議員
	5番	吉田俊一	議員	6番	吉田好宏	議員
	7番	森井章夫	議員	8番	横山峯生	議員
	9番	野道夫	議員	10番	久保寛	議員
	11番	山木一男	議員	12番	杉本邦雄	議員
	13番	室田俊朗	議員	14番	中村進	議員
	15番	山田英次	議員	16番	伊藤初	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	篠田久雄	君	監査委員	岩寺一之	君
教育委員会	山本秀雄	君	農業委員会	小西義光	君
委員長			委員長		

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	西田篤正	君	収入役	篠田繁彦	君
総務課長	市橋忠晴	君	財政課長	平木昭良	君
産業課長	矢野潔	君	水道課長	松田剛	君
民生課長	半田昭雄	君	振興室長	中村幸雄	君
建設課長	藤間武	君	和風園園長	清水勝之	君
旭寿園園長	高儀博幸	君	在宅介護支援センター所長	(欠席)	
			デイサービスセンター所長		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 久本博美君 次長 野原耕次君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石脇敏彦君 書記 富士原 智 君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号) (件 名)

会議録署名議員の指名

会期の決定

議長諸般報告

委員会審査報告(請願第5号 交通・防犯監視所の設置に関する請願  
について 平成10年12月18日 総務文教常任委員会付託)

総務文教常任委員会所管事務調査報告

産業民生常任委員会所管事務調査報告

町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告

議案第17号 平成11年度沼田町一般会計予算について

議案第18号 平成11年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について

議案第19号 平成11年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第20号 平成11年度沼田町国民健康保険特別会計予算について

議案第21号 平成11年度沼田町老人保健特別会計予算について

議案第22号 平成11年度沼田町公共下水道特別会計予算について

議案第23号 平成11年度沼田町水道事業会計予算について

一般質問

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成10年度沼田町一般会計補正予算 専決第1号)

議案第2号 町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する常例について

議案第3号 沼田町交通教育研修センター建設基金条例を廃止する条例について

- 議案第4号 北空知伝染病隔離病舎組合の解散について
- 議案第5号 北空知伝染病隔離病舎組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第6号 沼田町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 沼田町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 道路線の変更について
- 議案第9号 沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 平成10年度沼田町一般会計補正予算について
- 議案第11号 平成10年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
- 議案第12号 平成10年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
- 議案第13号 平成10年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第14号 平成10年度沼田町老人保健特別会計補正予算について
- 議案第15号 平成10年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
- 議案第16号 平成10年度沼田町水道事業会計補正予算について  
予算審査特別委員会審査報告
- 議案第24号 町道高台1号線改良工事の請負契約について
- 陳情第1号 子供一人ひとりを大切にする教育をめざし30人以下学級の早期実現を求める陳情について
- 請願第1号 畑作政策に関する請願について
- 意見案第1号 子供一人ひとりを大切にする教育をめざし30人以下学級の早期実現を求める意見書(案)について
- 意見案第2号 畑作政策に関する要望意見書(案)について
- 意見案第3号 地方分権の実現に関する意見書(案)について

(開 会 宣 言)

○議長（吉尾政春議長） これより本日をもって招集されました、平成11年第1回沼田町議会定例会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉尾政春議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番横山議員、11番山木議員を指名致します。

---

(会期の決定)

○議長（吉尾政春議長） 日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。

(横山委員長 登壇)

○委員長（横山委員長） 平成11年第1回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る2月26日、午後3時から全委員と正副議長出席のもと開催し、事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、本定例会に提出される案件として諸般報告2件、委員長報告3件、一般質問3人7件、平成11年度予算7件、平成10年度補正予算（専決処分）1件、平成10年度補正予算7件、一般議案8件、追加予定のもの1件、また議長に提出されました請願書、陳情書、意見書等4件の内2件につきましては採択すべきものとして取り扱うことで意見の一致をみたところであります。

以上、付議事件全般について審議しました結果、本定例会の会期としては本日4日木曜日から10日水曜日までの7日間とすることで意見の一致をみております。

以上、申し上げ、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（吉尾政春議長） お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日から10日までの7日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から10日までの7日間と決しました。

---

（議長の諸般報告）

○議長（吉尾政春議長） 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出しましたので、ご覧願います。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第4、委員会審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（久保委員長 登壇）

○委員長（久保 寛委員長）総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を……、失礼致しました。平成10年第4回定例会において、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告致します。

（以下、調査報告朗読）

○議長（吉尾政春議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。請願第5号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）異議なしと認め、本案は委員長報告のとおり採択すべきものと決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第5、総務文教常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。久保委員長。

（久保委員長 登壇）

○委員長（久保 寛委員長）所管事務調査のご報告を申し上げます。お手もとの文書朗読をもって変えさせていただきます。

（以下、調査報告朗読）

○議長（吉尾政春議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これにて本報告は終了致しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第6、産業民生常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。山木委員長。

（山木委員長 登壇）

○委員長（山木一男委員長）それでは、産業民生常任委員会の所管事務調査のご報告をおこないます。

（以下、調査報告朗読）

○議長（吉尾政春議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これにて本報告は終了致しました。

---

○議長（吉尾政春議長）日程第7、町長の一般行政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針を議題と致します。初めに町長。

（篠田久雄町長 登壇）

○町長（篠田久雄町長）ここに、平成11年度の当初予算を提出するにあたり、その概要を申し上げます。

（以下、平成11年度 各会計予算の提案説明書を朗読）

○議長（吉尾政春議長）次に、教育長。

（久本博美教育長 登壇）

○教育長（久本博美教育長）平成11年第1回沼田町議会定例会の開会にあたり、沼田

町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

(以下、平成11年度教育行政執行方針を朗読)

○議長(吉尾政春議長)以上で、行政執行方針を終わります。

---

○議長(吉尾政春議長)議案の一括審議について、お諮り致します。この際、日程第8、議案第17号、平成11年度沼田町一般会計予算についてから、日程第14、議案第23号、平成11年度沼田町水道会計事業予算についてまで、一括して議題に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長)ご異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第17号、平成11年度沼田町一般会計予算について。日程第9、議案第18号、平成11年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について。日程第10、議案第19号、平成11年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について。日程第11、議案第20号、平成11年度沼田町国民健康保険特別会計予算について。日程第12、議案第21号、平成11年度沼田町老人保健特別会計予算について。日程第13、議案第22号、平成11年度沼田町公共下水道特別会計予算について。日程第14、議案第23号、平成11年度沼田町水道事業会計予算についてを、一括して議案と致します。お諮りします。この際、議案の朗読を省略し、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長)ご異議なしと認めます。よって、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りします。ただいま、設置されました予算審査特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例第8条第2項の規定にかかわらず、議長から指名することに致したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長)ご異議なしと認めます。よって、正副委員長につきましては、議長から指名することに決定致しました。それでは、議長から指名致します。

委員長に久保 寛君、副委員長には、野 道夫君を指名致します。お諮りします。ただいま、指名致しましたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の正副委員長は、ただいま指名いたしましたとおり決定を致しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第15、一般質問を行います。始めに、町長に対して通告順に、順次発言を許します。ちょっと、休憩致します。

11時01分 休憩

---

11時03分 再開

○議長(吉尾政春議長) 再開致します。

(大沼議員退室 11時03分)

(大沼議員入室 11時04分)

○議長(吉尾政春議長) 9番、野議員。滞在型農園問題についてを質問して下さい。

(橋場議員退室 11時04分)

(橋場議員入室 11時05分)

○9番(野 道夫議員) 滞在型農園の構想問題について、農業振興計画の中で、都市と農村との交流の場として農業が持つ自然や、社会的な資源の掘り起こし、滞在型農園も含めた振興策についてお伺いを致したい。私は、ドイツの方に行って、滞在型農園とかというのを視察をしてまいりましたが、この在宅農園と栗沢のグラインガルテンという小さな庭園、小さな農園を視察してまいりましたが、ドイツの滞在農園は土地を失った人、そしてまた、土や自然に接する機会に恵まれない人、老後を豊かに生きがいを求める人達が、自然を求め土の香りを求めて、野菜づくり、花づくりにいそしみながら自然と人との交流を深めるために滞在をして楽しく過ごすものであり、農地の活用、地域の振興又は、環境の整備に大いに効果を上げているものでありました。

わが町も平成8年、グリーンヒルズ五カ山開発整備の構想そして、平成9年には21世紀にむけた、学識経験のある検討委員23名によって、素晴らしい本を作っておりますが、これらにつきまして沼田町としまして、どのようなお考えをされているのか、合わせてお伺いを致したいと思えます。

○議長(吉尾政春議長) 町長。

○町長(篠田久雄町長) 滞在型農園構想についてのご質問にお答え致しますが、今ドイツ

の話がされましたけども、20年前にドイツでは、ドイツの農業構造改善事業の中で、どうやって農村の活性化を図るか、その中に農家民宿も構造改善事業で進めたり、今の都市と農村の交流、こういった事に取り組んできたところを見ても、最近議員さんがおっしゃったように、非常に都市の方々も土と親しむ、それはひとつには健康で自ら作る事は安心、安全なものという事の志向が非常に強まってきました。その証拠に、今もおっしゃいましたが栗沢町にある、あの施設で非常に人気が高いという事です。本町におきましても、この滞在型農園については、今現在取り組んでいるというよりも、交流は深めているということでは、沼田町の特別栽培米の生産者の会。それから、その奥さん方の、愛菜ママグループこれは多い数ではありませんけども、札幌消費者協会の方は、約600名を超えている。その組織との繋がりをもって、非常に交流を深めております。現地に来て、現地視察をして或は夜高あんどんの時の交流なども来ておりますし、更に又この、たしかこれは山木議員さんの紹介によるものと思っておりますけども、このメロン生産組合では、埼玉県庁と毎年定期的に交流を持っている。メロンの収穫体験、そして買って頂いている訳であります。こういった交流を持っておりますので、このグループをさらに拡大していく事と、議員さんがおっしゃったと言う事についても、今後も合わせて検討する必要があるだろうと思っております。

○議長（吉尾政春議長）9番。

○9番（野 道夫議員）平成9年度に、21世紀に向けた農業振興計画というのが策定されておりますけれども、これらについては結構素晴らしい色んな、これからやっ行ってこうとするようなものが、たくさん書いてある訳でございますけれども、やはり私ども、立派なああいったものが出来たのであれば、絵に描いたぼた餅的なものであっては困るという事でございます。それと今、町長の方から色々ドイツの農家の民宿関係等についても、色々お話ありました。沼6の方のメロンの関係とか、町との600名の交流。こういったものについても、それぞれ活発にされていると承ったのですけれども、私あの、沼田町の振興計画書等を見せていただきまして、かなり色んな資料をもらって見ておりますけれども、私日本の農業なり、沼田の農業というのは、ただ農業を単なる農産物の生産地としか見ていないように受け取られている訳でございます。私は、ヨーロッパの方のように、この農業というものは、環境浄化とか自然の景観の保持、教育的には情操教育にあたえる役割まで評価をし、国も地方自治体も農家の将来に向かって、全て社会的に調和のとれた政策を施行されるような形で、私はああいった本を策定する必要があるのではないかなという

感じを致します。ただ、米作り野菜作りじゃなく、やはりこういった滞在型農園構想の中で、こういった情操教育。農業というものはどうなんだと、そういったものを子供から農業に対するものをやはり、こういう事で農業というものは必要なんだというような事が、必要でないかなというふうに感じております。今後、こういった資料等を作られる場合に、やはり環境から情操教育、こういった物をきちっと分けて作成をした方が良いのではなかというふうに考えます。出来るだけひとつ、五カ山の構想もたてているのですから、やはり真剣に取りくんで、商工振興にもなるだろうし、町の発展にもなると思います。こういった事を充分検討されまして、今後進めていって頂きたいと思っております。以上です。

○議長（吉尾政春議長）次、7番。森井議員。融雪溝整備事業問題についてを質問して下さい。

○7番（森井章夫議員）7番、森井です。現在ですね、融雪溝整備事業については、進行していると思います。本年度、皆さんご存知のように、例年になく雪という感をもっておりますが、本町事業計画の中の、道路から雪山が無くなるというのは、これは非常に良い事だと思います。ですけど、今論議されているのは、委員会等で論議されていると思われませんが、その内容が一向に住民沿線に聞こえてこないという問題もあります。そして、町の人達が言うのはですね、車道の雪も全部片付けるとなると、かなり労力的に負担があると、これをなんとか解消していただきたいというような声もございます。それでですね、現在どのような話の段階まで進んでおられるのか、まずお聞きしたいと思います。

（野議員退室 11時12分）

（野議員入室 11時17分）

○議長（吉尾政春議長）町長。

○町長（篠田久雄町長）この、融雪溝の整備事業についてですね、一部心配をされる点は、私どももそうでありまして、空き地、空き家が増えてくる。そのところを地域でどうするか、これもやっぱり、その通り、通りで今、協議会で検討されておりますし、今後それぞれの地区住民の中で、運営に向かって前向きに取り組んでいって頂いているようでありまして、また議会との関係についても、今まで建設常任委員会の中で説明を何回かしているようでありまして、また、秩父別町まで視察にも行かれてその結果、非常に昔あった施設と違って最近は軽く、簡単に非常に使いやすいという事で、非常に評価が高くて、本町もやっぱり取り組むべきであるという考え方を、持ってらっしゃるというふうに聞いております。説明会も随分去年の9月に2回、10月そんな事で、11月、12月と、随

分担当課としては、説明会を進めております。そんなことで、この運営協議会を、今準備委員会でありますけれども、運営協議会設立に向けて協議を重ねながら、納得して頂きながら、進めていこうというように聞いております。そんな事で、まだまだ地域の方々との理解はかなり得られているというふうに私ども伺っております。

○議長（吉尾政春議長） 森井議員。

○7番（森井章夫議員） 運営委員会の準備をして、今、準備委員会等でやっておられるという事ですけども、先程、町長が言われましたようにですね、たしかにあの通りを見ますと、空き地、空き家が目立っております。例をとりますと、町長のところも、町長の家と中山さんと2軒しか、あの通りございません。その向かいは郵便局と北陽商会さん。その反対側は、沼田食品さんと上林食堂さんと、ひとつの通りに2軒だとか、3軒とかしかないところが、かなり多数あります。たとえば、その通り、その沿線を、その地先の方がやりなさいと言いやうな現在の説明しか伺っておりませんので、それでありまして、かなり負担の出来る通りもあります。店舗と住宅等が込み入っているところはですね、それなりの人達が出てやると思いますのでそれは可能かと思えますけど、本年みたくこれだけの雪が一変に毎日降られますと、ママさんダンプで全部入れるという事になれば、これは非常に住民の方も今のうちはいいだろうけど、だんだん高齢化にもなってきて、真面目に投げている人もですね、もうさすが今年はいったというような声も聞こえております。そこで、準備委員会でも出ているかと思えますけど、空き地等を利用して、大型な水槽を各通り、ストリートに1個ずつでもちよと設けて頂きまして、その中にひどい時はタイヤショベル等で、投雪できるような場所を考えられないのかという事ですね、あと、融雪溝そのものも、今年みたく毎日、日中どつと、どつと降った時に、かなりの時間をかかって解ける訳ですよ。それで解けるまで投雪が出来ないというような状態も出てくるかと思えます。そういった意味で、準備委員会で検討されているという事で、なかなかこうだという事は、言えないかと思えますけども、そういった事も考えて事業を展開しないと、なかなか理解得られないのではないかと思えますけども如何でしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 色々私の通りの事も心配して頂いて、有難いと思っておりますけども、たとえば、私のとこと中山さん、向かいの吉田さんと郵便局。これはもともと、2軒なんです。だから別に、そう先のことは心配していない訳で、2軒でやれると。それから、新たに空き地、空き家というのは出てきます。今後私ども、この間もこの道の過疎検

討委員会、過疎の方の役員をしているものだから、更に全国に向けて、今後とも過疎法というのは新法として残していくと、その中に変えていくわけですから、この雪国についての対策。これ豪雪地帯という別な手立てもありますけども、過疎法の中で雪の解決をしていく。これもひとつ、取り組んでいくように進めておりますから、そこで、たとえば空き地、空き家のところで大型の融雪槽。それもひとつの案でありますし、もうひとつは、今年が基本ではないので、今年は18年サイクルの豪雪と言われているわけですから、毎年これだけ降るとも限りませんが、降っても対応出来るようにこれは勿論、今の融雪槽と合わせて、今民間で相当農家の方も、それから建設業の方も、結構ショベルで雪をとっておりますけども、合わせてしなきゃならんという事もあるかもしれません。全てがこれで、融雪槽で解決できるかという事はその年によって、分かりませんが、相当今度はすっきり、この町の美観ということにもなりますし、今は通りの方が大分その、それぞれ期待をしているところでもありますから。十分、やはり検討を重ねながら、無理のないような事で進めていこうと現在思っているところでもあります。

○議長（吉尾政春議長）7番。

○7番（森井章夫議員）只今の町長の答弁の中で、たしかに検討中という事で、あまり具体的にはならないと思います。ただ一言だけ、極力沿線住民に労力的な負担の無いような方法で、この事業進めて頂きたいと考えております。

次に、ファックス整備問題についてお伺い致します。最近メディアの発展に伴い、かなり情報化のスピードが速くなっております。現在、農業関係者においては、全戸ファクシミリの整備が終わって、かなり効率的に有効利用されていると思います。しかし、商工業に対してはまだ、普及率が50%位と伺っており、非常にそういう面から、遅れております。これをもっと発展的に考えまして、本来ですとやはり全世帯にファクシミリを導入して、例えば町のお知らせ版、急ぎのものだとか、そういったものを緊急的に流せるよう、各また役員会だとか会議だとかの案内をファクシミリで関係者に流すとか、かなり有効に使われるかと思えます。最近のファクシミリは、お年寄りでも簡単に使えるような機種も端末、かなり出ておりますので、こういった事業がもし展開できれば、して頂きたいと思えますけども如何なものでしょうか。

○議長（吉尾政春議長）町長。

○町長（篠田久雄町長）今、議員さんがおっしゃったように、農家は全戸入っておりますし、商工業者も今おっしゃいましたように、155の会員のうち106戸ですから、70%

ですか、だんだん年々増えていく傾向にありますけども、おそらく全戸になるだろうという事で、思っておりますけども、これも先日の過疎の要請の中に、情報化時代それに対応する、勿論ファクシミリもそうだし、たとえば携帯電話の届かない地域、そこのアンテナそれからもうひとつは、パソコンの通信、こういった事にもこれから資金の手当が出来る様に、そういう方向で取り組もうとっておりますから、これもまた進んでくると思いますので、今町単独の補助事業というのはちょっと考えておりませんが、そういう時代になってくるだろうと思っております。

○議長（吉尾政春議長）次、2番橋場議員。国の景気対策と恒久減税問題についてを質問して下さい。

（森井議員退室 11時22分）

（森井議員入室 11時25分）

○2番（橋場 守議員）町長の行政報告の中で、国の景気対策については、色々と書いています。国においても、数次に渡る景気対策を講じてきたところであると、確かにそうなんですけども、実はこれまで国は何回もやってきまして、赤字国債をどんどん発行しまして、平成11年度の末には、国、地方の借金を合わせると、国民一人当たり約500万円になるのでないかという試算がある訳ですが、これだけ借金を作って何回かに渡って、景気対策をしてきたんですけども、実際に我々の町の住民はそういう景気対策に、恩恵にそくしたのかどうかという事になると、全く逆の方向になっている訳です。そうすると、国のただ単に講じてきたところであるというだけではなくて、やはりこれに対して、町として評価をくだして、国に要求すべき事は要求するという態度が必要ではないのかと思うのですけれども、これらに対する認識というか評価というか、町長のご見解をお聞かせ頂きたいと思えます。

それから、次に減税の問題ですけれど、これもなんか評価したように書かれているんですけども、昨年12月の国会の議論を聞いてましたら、今年度の特別減税よりも、11年度の減税では、高額の給与、或は所得を持っている人達は減税なるけれども、約800万円位の収入の方は全部増税になるという事で、色々と資料をあげて大蔵大臣に質問しましたら、大蔵大臣はどうして増税になる事が分かるのですかと、始めとボケていたんです。最後に、そういう事はある。何故かと言うと、今回の特別減税は1年限りの、ようするに最低課税限度額を上げたという事で、ですから、恒久的な減税をやることによって増税になる人もいるというような事を言った訳ですが、私達国民から言って見ると、低所得者の

人が本当に減税になる。そういう減税を、まあ今年度そうだった訳ですから、これをやはり国として恒久的なものにして頂ければ、低所得の人達は完全に減税になる訳です。それから、法人税の税率の引き下げにしても、実際に、たとえば沼田町の法人の人達の、税金を納めている、減税してもらえぬ税金を納めている人達はどのくらいいるのかなと考えたら、おそらくそんなにいないのではないかと思います。市町民の最低のね、これは、とそれから道民税と、これを法人道民税とこれらは減税の対象にならない訳ですよ。そうすると、本当に減税になれるような法人の人は、沼田にそんなにいないのではないかと、思うのです。ですから、そういう点から言って、ただ単に減税されたと政策が出されたというだけで、私はそれに対してしっかりした考え方を持つ必要があるのではないかなと思っ

○議長（吉尾政春議長）町長。

○町長（篠田久雄町長）どうでしょうか、よく色々この減税についても、評論家の見方も分かれておりますが、特にこの24兆円の削減は、大型補正予算。これで沼田町を見るときに、確かにこの公共事業というのは批判されておりますけども、本町にこの補正予算がなければ、どうだっただろう。これは今年でなくて、これは平成7年でしたけども、あの施設も補正予算で米バラ施設も出来た訳であります、あの相当沼田町の工事事業については、相当な進捗をしておりますし、負担が少なくてそして、この中におります。ちょっと現業者が何社あるか、宮脇さん始めとする土木建設業者とそこで働く人方の、仕事からいうと相当の、本町に対する影響力というのがあったと思っております。で、国全体から見ると、まだまだこの公共事業というものは批判はされておりますから、それはやはり今後、これだけでもって、ただし公共事業というのは一番早い訳です。効果が出るのが、現れるのが早いから、取り組んだということなんでしょうけども、その点については、そうして景気回復して、税収が上がるようにしないと回転しない。そういう認識からだろうと、そういうふうと思っております。

それから減税につきましては、確かに議員さんがおっしゃるように、高額税率の引き下げでありますから、65%が60%になったり、法人税の基本税率も34.5が、30%になる。そこで、本町の法人税を納めているという事になりますと、やはり土木建設業の方々が、これによつての恩恵があるのと、一般小売屋さんでは、議員さんがおっしゃったように、そう無いです。全然ない訳ではありませんけども。それから、定率減税と、全国の納税義務者を対象〜〜場合に、扶養控除などの引き上げによって、中間層が対象になって子育て

減税が今回入っているから、一応これでオブラートに包んだようなかっこうになっておりますが、まあ実際は、今日は議員さんおっしゃってませんけども、消費税が、これが下げられる事が一般的には一番手っ取り早いというふうに言われておりますけれど、自由党が入ったので今度はそれが実現するのかどうか、期待をしているところであります。

○議長（吉尾政春議長） 2 番。

○2 番（橋場 守議員）沼田町においては、幸いにしてそういう公共事業に対する金のばら撒きというか、その恩恵によくしてはいるのですけれども、全体的に見ると、やはり公共事業。私は、公共事業全部駄目だという事ではなくて、実際にはゼネコンを儲けさせるんです。私、高規格道路についてはあまり批判しないで来たんですけれど、よく考えてみたら今、留萌行く道路を、現存の道路をもっと広げて通りやすくすれば、地元の業者にも随分仕事が行くと思うのです。おそらく料金とっても赤字になると思うのです。そういう地元負担のかかるような公共事業はたくさんあるんです。たとえば、農道空港なんかも本当に使い物にならない。だけど、そこで事業やったゼネコンは儲けをもって帰ってしまう訳です。苫小牧東部にしても、全部。そういう国民の生活に密着しない、ゼネコンに利益を与えるような、こういう公共事業ではもう駄目だという事でひとつ批判しなければならないのではないかなと私は思っている訳です。

それとですね、所得税で、最高課税限度額を50%を30何%に下げるんですよ。これに、あてはまる高給取というのは、日本では4人しかいないとか言われているんです。それは、総理大臣と、最高裁判所の長官だとか4人位しか、本当にそう分かからない、公務員では、給料取りではそれぐらいしかいないのだそうです。あと、勿論大企業の社長とかは、もっとおりますけども、公務員、給料とりの中では4人位しか当てはまらないというような、そういう金持ちの方は減税される。で、最低課税限度額が今年度の特別減税から元に戻されて、まあ税金払ってない人が高齢者の中には多い訳です。その人達は、この減税にはまるっきり~~~~~いと、それから町長言われたように、やはり消費税が何と云ってもこの人たちに一番恩恵をそくするのではないか、つまり毎日毎日買うことによって、減税になるわけですから、これが一番の景気回復でないかと思うのです。今回、私は反対はしてませんけども、我が党も反対してないんですが、地域振興券ですね今回みんな65歳以上で、自分が年金貰ってて、自分は地方税を取られていない課税されてないからと思ってもらいに来たら、貴方は息子の扶養者になっているでしょ。息子は、税金を納めてますから、当てはまらないと、たくさんの方が帰ったのですね。それ町長わかりませんか、知り

ませんか、みんな貰って私は年金だけだからと思って貰いに行ったら、今年はまるっきり働けなかったから自分は対象になるのだろうと思ったら、平成9年度の働きで、税金かかっていた人、払っていた人は貰えなかったんです。そういう人達たくさん来たんですよ。で、みんな帰りました。残念がって帰りましたけど。やはり、この人達にも、本当に恩恵をする減税といったら、私は消費税減税しかないのではないかと思っているわけですが、町長のご見解をお聞かせ頂きたい。

○議長（吉尾政春議長）町長。

○町長（篠田久雄町長）ゼネコンの話をされたから、少し国の姿勢も変わってきたなという所があるのは、もともと随分まる投げだった訳です。そしてまる投げを受けた、1割はねるか、1.5はねるか、そしてその次また、親から子、子から孫、ひこまであった訳です。この、ひこ孫が実は小さい業者で大変だった訳ですから、これを禁止したという事と、それから積算単価が変わってきました、丸投げでも、元受けが利益があるからということで、積算が大分きつくなってきたという事は、これは改善されたようであります。そこで、高規格道路の話も出ましたから、申し上げますけどもここは、やはり地元の業者、この沿線ではないけどね、ゼネコンがなるべく入らないで、この地元業者が入るということで、開発局は配慮しているところも付け加えさせていただきたいと思っております。

それから、税金の関係につきましては、これはなかなか私もあと1ヶ月、2ヶ月ですけども、給料もらってみるとなるべくはやっぱり、基礎控除を受けたいわけですよ。親がいれば扶養にしたい。そうすると、親が逆に高齢者年金が当たらなくなってくるとか、これが結局今回の商品券の中にも現れた訳ですから、息子の給与が高いっていうふうになったんだろうと思いますが、その辺の線の引き方が、なかなか公平公正というけども、むずかしい見方になるんだろうと思っております。これは私の改正できる能力の届かない所ありますけども、難しい課題が必ず何か新しいものがそこに発生すれば出てくるものだと、そんなふうに思っております。

○議長（吉尾政春議長）はい。

○2番（橋場 守議員）老後の問題なんですけれども、老後に年金が少ない人がいて、たとえば色んな公営住宅の入居料を、減免してもらおうとか、そういう人達が出てくるわけですけど、こういう人達を見て、ある程度軽蔑した形で見るとような人もいます。ところが、福祉という問題は、その人の老後に入る前に、若い時にどんな仕事をしていたのかということが、大きく係わってくる問題なのです。で、日雇い労働者であったり、土木建設

業で働いている人達、この人達は夏は厚生年金、最近になってやっと掛けてもらえるようになりました。だけど冬になると厚生年金はなくなって、国民年金一本になる。以前はこういう人達の中には、厚生年金ひとつも無かったわけですから、そうすると老後になったら、当然国民年金の安い1ヶ月5.6万の年金しかももらえないのは当たり前なんです。ところが、この人達若い時に、土木建設業に働いていたその仕事は、いったい世の中全体を支えるうえで、とんでもない役に立たない仕事だったのか、違うのです。実際に私は講習の中でいつも言うのですが、我々土木建設労働者というのは、世の中の発展の基礎を支えている、作っている労働者なのだと、仕事なのだと、我々がそういう事をしなかったら何も出来ないのです。車も走らない、汽車も走らない、ビルも建たない訳です。ただ、そういう仕事がかかるく見られて、老後を保障されない状況になっている。こういうことなんです。ですから今、年金が少なくて大変な生活をしている人も、決してその人は怠け者でも、劣った人でもない訳です。何が問題かという、そういう社会制度です。社会の仕組みが、問題なのです。そうするとその人達を、どこで救うかといったら、社会保障だと思うのです。そういう意味から言って、この福祉問題というのは大事なのだと思います。

介護保険について本題にはいりますが、色んな保険が発足する事によって、今まで実際には充分町が、高齢者の福祉をやってきたのが、もぎ取られるような方向になる可能性があるのです。それで、お聞きしたいのですが、民生課長、現在ホームヘルパーを派遣している人達で、有料の人は何人かいるのでしょうか。いないと思うのですが、この人達は介護保険が発足すると、しかも認定の審査にかけられて、はずされる人がいるかもしれないわけです。そういうことになって、今まで無料でやったものが、要介護といって認定されて、ヘルパーさんが行く。それに色んな段階があります。金額があります。その1割は負担しなければならないという事になる訳です。これは、沼田の場合どういうふうになるかお聞かせ頂きたい。

それから、本町の特別養護老人ホームに入所しているかたで、その認定の段階で、勤労者医療協会というのがあるのですが、そこでずっと調査しましたら、厚生省が出している、コンピューターに入るのだそうです。そのコンピューターに入る項目が、20何個ある。そこで審査されて、当然要介護の人でも全部はずされてしまうような状況があるのだそうです。そうすると、そこでまず第1次コンピューターでやるわけでしょう。その次に今度、審査委員でもって30日位かかって認定されるかどうか決まるといなのです。そうすると、現在特養に入っている人達が、この人は審査してみたら自立できる人だと、要支援だとい

う事で結果が出たら、そこから出なければならぬのです。特養からですね。この人達はおそらく今、まあ5年間はありますよ、ありますけれど、この人達はそこに終生、死ぬまでここにいるのだと思って入っているのだと思うのです。ところが、自立それから要支援という事になったら、行く所がないのです。たまたま公営住宅が空いていれば良いのですが、沼田のような所は行くところがないのです。住宅も空いてませんし、アパートもないですし、そういう状況が沼田の場合ではどうなるのか。だいたい6%位の人がそういうふうになるだろうと言われているのです。今どういうふうに考えられているか、ちょっとお聞かせ頂きたい。

それで、次3番目の費用の問題ですけれども、施設に入っている人達、これ見ると私は特養ホームで入所なら月31万と、これの1割というと3万1千円なのです。札幌市では、平均で4万7千円だそうです。それは利用料が2万4千円で、～～費が2万3千円と、そうすると今、年金もらっている人で4万7千円以下の人たくさんいるのです。こういう人達が、もし沼田の場合、生活保護を受けさせて入れるのか、ところが生活保護を受るとなると色んな面倒な事があるのです。そういう事が可能かどうか、今後どんな事が予想されるか、ちょっとお聞かせ頂きたい。

それから4番目です。今のところ、介護保険については、1号被保険者も2号被保険者も減免措置というのが無いのです。国民年金ですと減免措置があって、措置をされてその期間は3分の1だけ年金をもらえるという制度がある訳ですけれども、介護保険にはない。うちの児玉けんじ議員が、一応減免措置を作るという事を約束させているのですけれども、これらについてやはり、自治体でそういう減免できなかった、ようするに保険料納めてないと今度、サービスを受けられない場合が出てくる訳ですよ。こういう人達の救済をどういうふうに考えているか。

それから5番目ですけれども、これは町長に対してですが、国の制度が現行より、沼田町でやっている福祉水準を下回る事がないように、国にやはり財政措置だとかそういう事を、国、道に対して要求すべきだと思っていますがいかがでしょうか。

それから高齢者の、医療費の補助についてですけれども、町長の行政報告の中には、早期発見、早期治療が何よりも大事だという事を書かれていますので、そうなれば今、とてもでないけど中々病院に行けないと、恐ろしくて、それでこれはある町の病院が、老人が薬をこれ減へらして下さいと、この薬ひとつ減らしてくださいと、まあ持病をずっと長い事、死ぬまで治療を続けなければならぬ人なのですが、何故かと聞いたら、この薬を減らさ

ないと、住宅料を納めれないのですと言う事で減らしてくださいと言うのです。私は、それは大変な事だと思うのです。私は老人の人達が、早期に検診を受けれる、悪いところがあったら、治療を受けれるというそういう事を保障する上からも、これは色々考え方がありますが、今回の地域振興券のように、地方税の非課税の65歳以上の町民に対しては、医療費を補助するというような事が、必要ではないかと思うのですが、見解をお聞かせ頂きたいと思います。

(大沼議員退室 11時43分)

○議長（吉尾政春議長）民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長）それでは最初、私のほうから答弁させていただきますけども、まず現在のホームヘルパーの関係ですが、これについては橋場議員さんも～～～と思いますけども、現在所得がある方は、時間いくらかと掛かるようになっているのですが、たまたまですね、ランクの中で、無料になっているという～～～現況でございますから、現在は全部無料だということではない。考え方ですね。たまたま所得の関係で無料で訪問サービスを受けているという事でございます。それでですね、介護保険が発足した場合の関係なんですけれども、言ってるとおり、所得云々ということに係わらず1割の負担。これは掛かるのです。保険の時にまた言いますけども、今いう6万円からだいたい35万円の幅なのです。現在よりも若干は高くなるだろうと考えてございます。無料という事は施設の中では無いということで。

それから2番目のですね、特養の関係でございますけども、これも去年モデルの関係で施設なんかも、町内も調査をしたんですけれども～～の場合については7名のモデルの判定を致しまして、その中の1名が、今いうコンピューターから2次の審査会にかけた結果なのですが自立が1名いたということで、今後予測をしてみているのですが、入園者の、80名の内、要支援の形になるのが大体8名位出てくるのかなと、沼田の場合でも49名の方が入っているのですが、その内8名の内7名位が沼田の方が予測をされています。そういった事ですね、今言う心配されている5年後の見直しがあるのですが、見直し後は結局は出なければならぬと言う事になります。考え方の原則は。ただ、あの橋場さん議員さんの方でも情報が入っていると思うのですが、これは2月28日の衆議院の予算委員会の中では、共産党議員さんで質問しているのですが、厚生大臣の考え方としては、経過措置後の5年間後、やはりそういうった事も予測されるので、なんらかの方向でそのまま施設に入っていけるような方向に考えていきたいと、こう言うような話をしていますか

ら、そういった面ではクリア出来るのかなというふうに思っています。

それから3番目の、厚生省が示した関係でありますけども、これも1割負担はどうしても出てくるのですが札幌の例もございましたけれど、現行の制度からするとやはり何千円かは、高くなるだろうと、それでこれも俗に言う低所得者の場合においても1割負担がかかってくる訳ですから、納められない年金生活の場合どうするのかという、現在考えるのが生活保護で足りない部分をみてもらう。そういった方法しかないだろうと～～。

(野議員退室 11時49分)

○議長（吉尾政春議長）町長。

○町長（篠田久雄町長）国の制度が、現行より福祉水準下回るというような時には、町独自の対策をとる必要があるという事なんですけど、今、介護保険の事からはじまりまして、我々も厚生省の担当者の大分町村会で勉強させてもらってまいりましたが、現在入っている人を出すという事はやっぱりできないと、5年の経過措置はありますけれども、それは現在入った人はなんらかの処置を講じなければならないというのが、それぞれ担当課の話でありますから、その心配ないものと思っておりますが、ただ、財政的な問題では、この介護保険がはじまりますと、このとおり負担が掛かります。そうすると年金に、そこまで追いつかない人どうするかという問題もあります。それは、これも日本の場合はドイツの介護保険を基本に作り上げてきた訳ですから、ドイツの場合は自治体で負担している訳です。今、自治体で負担せよということでは出発できないわけですから、この財政処置についてはこれから町村会も、各市長会も一緒になって、都道府県もこの財源については、国が補填すべきだというような事での申し入れをしてありますし、これも少し動き出さないと色んな制度の中で、厚生省自体も言っているのですが、どうもまだ分からないところがある。ですから今は、すべて全くコンクリートになっていないので、動き出しながら、改正していくという中で、色んな要求、要望をしていく問題があるというふうに思っております。

それから、口の問題につきましては、おっしゃるとおり早期発見、早期治療が最も望ましいわけですから、これは検診の中で充分それを対応していかなくちゃならないと思って、今までも財政措置を講じてきたところでありますけども、より一層進めて行かなければならない。それで、薬を制限するという話も聞かれたけど、一番はこの医療費を厚生省が押さえよう、押さえようとしている中で、この病院のハシゴをする人がいた訳ですよ。今はなくなりましたけども、これがやっぱり随分医療費の負担になっていたのですが、これは改

善されたし、今は逆に病院の運営が大変な状況に、色々点数で縛られてきました。そういった点ではですね、このままで良いのかなと思うところもありますが、これは又今後、色々検討していかなければならない課題が多いかと思っております。

○議長（吉尾政春議長）ここで休憩を致します。

1 1 時 5 2 分 休憩

○議長（吉尾政春議長）再会致します。

1 3 時 2 0 分 再会

（岩寺監査委員、佐藤テイクセンター所長 不在）

○議長（吉尾政春議長）2番、橋場議員。

○2番（橋場 守議員）福祉問題に係わらず、何の問題でも、国や道の指導があつて、その指導に向かつて、指導を受ける立場で課長さん方も出かけると思うのです。そういう会議の中で、やはり町長だけではなくて、住民の立場にたつておおいに課長さん達も国や道に対して要求をされることを、是非望みたいなと私は思っています。

次の問題に入ります。3番目の庁舎改修問題ですけれども、私自身がもっと議会ではなく、議員活動として色々な調査をしなければならないのですが、それが私の不十分さから、町民の方達から、今度役場改修するのに、議長室・副議長室を別に設けるという話なんだけれども、そんなものいるのかという質問されて私は非常にはずかしい思いをして、申しわけない思いもしたわけでありましたが、そのあとちょっと調べましたところ、実際に予定としては、最後の設計ではないけれどという事で、議長室・副議長室をまあ設計されているのですね。私は、前にも言ったように、1年に何回も、まあ議長はしょっちゅう用事ありますけれども、できるだけ住民の立場に立って建物を考えなければならないなと思っております。あの図面を見まして、私いまのところに議長・副議長いることが一番良い事のように私は思うのです。というのは、離れたところにいったら事務局と離れるわけですから、いちいち何か連絡あったら、今までは横にいて話できたのに、今度は電話をかけるか、足を運ばなければならないというような事もありますし、私は今の議長・副議長があそこに見まして、議員達も常時色々な情報を交換するというそういう状況から言っても、今のままの方がいいし、新しく作るといったらそれだけの予算がかかりますから、私はこれは辞めるべきだと思っております。まあ議会の方から要望があつたというのであれば、これは別な立場で私ら住民に話をしなければならないのですが、町長の方の立場から、こうやったほうが良いと考えるならば、私は違うのではないかとこういうふうに考えているので

すが如何でしょうか。

○議長（吉尾政春議長）町長。

○町長（篠田久雄町長）他の町の議会の関係も、正副議長室が事務局と別だったり、かつていまのところを間仕切りをいれた事があるのです。するとあまりにも陰気くさかったし、狭く感じたというので又、取り払ったりしましたけども、そんな経過があつたりして今回を機会にと思って、議員さんの中でもそういう意見もあつたりで、こういうふうに設計をしたんですけども、これから更に新しく改選になって出られる皆さんで、何が一番使いやすいのか、十分設計変更できるような内容になっておりますから、ご検討いただくということで良いかと思えますけど、はい。

---

○議長（吉尾政春議長）以上で、町長に対する一般質問を終わります。次に、教育長に対して一般質問を行います。通告順に、順次発言を許します。2番橋場議員。

○2番（森井章夫議員）2番。ここに書いたとおりなんですけれども、色々と教育長の姿勢方針を読みまして、生命を尊重するとか他人への思いやり、正義感美しいものに感動などと色々並んでいまして、全くその通りだと思うのですが、まず学校並びに学校教育の中で、誰が主人公なのかと考えるとこれは、やはり子供なのです。そうすると、私は今回補正予算に、校長室の改修が出てきているのです。なんのために校長室が先なのか、私はやはり主人公である子供達が雨漏りや、色んな事で、困っているような状況それをまず先に、まあ金の掛かり方が色々違うかもしれないけれども、やはりそこを一番先に考えなきゃならないのではないのかなというふうに考えまして、ちょっと補正予算の中に入りますけども、校長の部屋は何故先にしなければならないのか、お聞かせ頂きたい。

○議長（吉尾政春議長）教育長。

○教育長（久本博美教育長）それでは、校長室の補正予算にはいりまして、考え方なのですが、今の校長室橋場議員もお出かけになった事があるかと思えますけども、大変前から狭いということで、お客さんも中々せいぜい5・6人入ったらびっしりになってしまうということで、今まで随分我慢をしてきた中身で、更には職員室をとお客さんが来賓が行かなければならないという不便さもありまして、今回たまたま少子化の傾向で、こんな事を言ったら怒られますが、もともと何処かへ移転をしたいなという思いがあつたのですが、空き教室も出てきたものですから、この際校長室を広げたいというような事で、今の校長室を先生方の会議室ありませんから、あそこを会議室等に使っていただいて、廊

下を挟んだ向かい側のところの空き教室が出てまいりましたので、そこに全部を使う訳ではありませんが、移転をしようかという事で、これは実は教育委員の学校訪問の時にもそのような意見が委員さんの中からもでておまして、前々気にかけてた部分なものですから、今回そんな事情も含めまして、移転をしようかなという考え方でございます。

それから、通告ありました質問の方に、お答え申し上げますけども、たしかにご意見ありましたとおり、主人公は子供ですし、そういう思いをこめまして学校を建設すべきだと、大変ありがたいご意見と承りさしていただいております。ただ、12月の時点でも橋場議員から質問あったかと思っておりますけども、建設の時期なのですが私も学校建設は非常に急がなきゃならないだろうという考え方を持っておりますけれど、しかしながらまあ12月も答弁しましたとおり、第1段階のプロジェクトが終わった段階の、次の段階の最優先事項に考えたいという事で、そういう思いで今もおりますので、何年後になるかわかりませんが、そんなに長くかかるとは思っておりませんけども、改築の時期は確かにきているという事で考えてまいりたいという、ただ12月の答弁の繰り返しで申し訳ありませんけども、最優先課題課題にはさせていただきます。

○議長（吉尾政春議長）2番。

○2番（橋場 守議員）部分的にとりあえず修繕できる状況でないのかどうか、そのあたりは調べているのかどうか、ああいう建物1箇所いじると古くなったやつは、次から次へと壊れてくるので大変なのは分かるのですが、やはりとりあえず補修できるものがあれば、今技術色々進んでいるのですよ、たとえば隋道なんか掘ってても、注入でもって軟い石を硬くするような技術もありますから、なにかそういう技術を相談して、今のままでそんなに金かけないで、とりあえず補修できないかというような技術的な面も色々研究してもらって、今不便な所、雨漏りしているような所を直す方向をとってほしいなと思うのですが如何でしょうか。

○議長（吉尾政春議長）教育長。

○教育長（久本博美教育長）今おっしゃられた、37年経過しておりますので、大規模改修など色々やってきたのですが、確かにまだ不十分なところがありまして、雨漏り等もする箇所も確かにございまして、まあその都度修繕はしているのですが、次から次へと出てくる関係もありまして、直った後にまた新しい所と、繰り返しをしております。ただ今、一番心配なのは、やはり建てた時には問題無かったのですが耐震設計が非常に気になるという事で、今回の阪神大震災等の地震にはもたないという事ははっきりしておりますし、

その当時建てた時には問題無かったのですが、新しい基準が出来た関係から考えると、そういう事では非常に心配の建物であるという事にはなるのですが、先ほど申し上げたような事で、今後考えてまいりたいと思いますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉尾政春議長）以上で、教育長に対する一般質問を終わります。これをもって、一般質問を終了致します。

---

○議長（吉尾政春議長）日程第16、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良財政課長）承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

平成11年3月4日提出。沼田町長。次の頁に専決処分書がございます。専決処分書の条文は省略いたしますけれども、この専決処分は、11年の2月12日でございます。次にその内容でございますけれども、別添の補正予算書をご覧頂きたいと思ひます。

（以下別冊、専決第1号を朗読）

○議長（吉尾政春議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採択致します。お諮り致します。承認第1号は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

---

○議長（吉尾政春議長）日程第17、議案第2号、町職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長）議案第2号、町職員の特務手当に関する条例の一部を改

正する条例について。町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成11年3月4日提出。沼田町長名でございます。別紙、次の頁をお開き願いたいと思います。

(以下、概略説明)

○議長(吉尾政春議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番(橋場 守議員)老人ホーム等業務手当で、和風園それから旭寿園、なごみの支給額が書かれていますが、これは臨時職員についてはどうなるのかちょっとお聞かせ頂きたいと思います。

○議長(吉尾政春議長)総務課長。

○総務課長(市橋忠晴課長)これはあくまでも条例でございますので、職員のみという事の適用でございます。

○議長(吉尾政春議長)ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。2番。

○2番(橋場 守議員)賛成の立場なのですが、これからこれを実施する上での考えて頂きたいことを要望しておきたいと思います。この和風園、旭寿園、なごみの、こういうふうに定率ではなくて低額で、特殊手当をあげなければならぬという、これは本当にそのとおりだと思います。ところが、臨時職員というのは、そういう実際に大事な仕事につきながら、賃金は低いし、退職手当もなにもない。しかも、仕事は同じ内容をやる。さらに今度は特殊手当が全然違ってくるという事になれば、これは物を作るのと違いますから、この仕事というのは。実際に人を育てて命を大事にするという仕事ですから、やはり臨時職員であろうとも、そういう手当はつけるべきだという意見を述べまして、賛成いたします。

○議長(吉尾政春議長)他にご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採択致します。お諮り致します。議案第2号は、原案のとおり決することに、ご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第18、議案第3号、沼田町交通教育研修センター建設基金条例を廃止する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(市橋忠晴課長) 議案第3号、沼田町交通教育研修センター建設基金条例を廃止する条例について。沼田町交通教育研修センター建設基金条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

平成11年3月4日提出。沼田町長名でございます。条文は省略いたしますけれども、昨年12月の16日に完成を致しました、旭町の沼田町交通教育研修センター建設のための基金を条例化した訳でございますけれども、竣工したためにこの目的を達成したということで今回廃止をした訳でございます。宜しくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採択致します。お諮り致します。議案第3号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第19、議案第4号、北空知伝染病隔離病舎組合の解散についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長(半田昭雄課長) 議案第4号、北空知伝染病隔離病舎組合の解散について。地方自治法第288条の規定により、平成11年3月31日をもって別紙のとおり北空知伝染病隔離病舎組合を解散する。

平成11年3月4日提出。沼田町長。地方自治法第288条の規定につきましては、一部事務組合の解散を定めている条文の関係でございます。次の頁でございます。

(以下、別紙のとおり説明)

○議長(吉尾政春議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採択致します。お諮り致します。議案第4号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長)ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長)日程第20、議案第5号、北空知伝染病隔離病舎組合の解散に伴う財産処分ついてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長(半田昭雄課長)議案第5号、北空知伝染病隔離病舎組合の解散に伴う財産処分ついて。地方自治法第289条の規定により、北空知伝染病隔離病舎組合の解散に伴う財産処分を関係市町と協議のうえ、別紙のとおり定めるものとする。

平成11年3月4日提出。沼田町長。289条の規定につきましては、財産処分について構成団体と協議の上定めるという内容の条文の関係でございます。議案第4号で解散の議決を頂きましたので財産の～～する協議を致したいということで、次の頁でございます。

(以下、別紙のとおり説明)

○議長(吉尾政春議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採択致します。お諮り致します。議案第5号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長）日程第21、議案第6号、沼田町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長）議案第6号、沼田町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成11年3月4日提出。沼田町長名。次の頁でございます。

（以下、別紙のとおり説明）

○議長（吉尾政春議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採択致します。お諮り致します。議案第6号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長）日程第22、議案第7号、沼田町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長）議案第7号、沼田町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成11年3月4日提出。沼田町長名。次の頁でございます。

(以下、別紙のとおり説明)

○議長（吉尾政春議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採択致します。お諮り致します。議案第7号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長）日程第23、議案第8号、沼田町道路線の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間武課長）議案第8号、沼田町道路線の変更について。道路法第10条第2項の規定によって、沼田町道路線を下記のとおり変更する。

平成11年3月4日提出。沼田町長名でございます。

この変更につきましては、変更前の路線が旧の浄水場線。沼6の中島地先から旧浄水場まで329m20を町道認定をして管理をしていたところでございますけれども、ふるさと農道事業によりまして、この路線を高穂から沼6まで繋がりました過疎農道につながということで、そのつながりによりまして地域の道路の高揚を發揮させたいということで、本年度工事が完了してございます。その延長499.23mに～～が終わっておりますので、これを変更して町道認定の変更を致したいということでございます。

(13時50分 大沼議員退室)

(13時52分 大沼議員入室)

○議長（吉尾政春議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。

す。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採択致します。お諮り致します。議案第8号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第24、議案第9号、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮りします。議案第9号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第25、議案第10号、平成10年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(平木昭良課長) 議案第10号、平成10年度沼田町一般会計補正予算について。平成10年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年3月4日提出。沼田町長。別冊をご覧ください。

(以下、平成10年度沼田町一般会計補正予算第7号説明)

(14時25分 横山議員 退室)

(14時26分 横山議員 入室)

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番(橋場 守議員) 住宅管理費なのですが、緑町の公営住宅の新しいところで、車庫が別棟に建ってますよね。車庫の除雪についてどういうふうになるのか、相当丈夫なものだろうけれど、あれだけ雪が上がったら、ちょっとアングルH鋼から出たところが前側が相

当出ているので、一遍に折れたとしたら、もうぎりぎりまで木やなんかでないから、ぎりぎりまで我慢しているのです。バタツといったら相当危険な状況になっているのではないかなと私は判断するのですが、そういうところの屋根の雪降ろしやなんかについて、どんなふうな感じになっているのか。

○財政課長（平木昭良課長）今言われたのは、緑町のA. B. C. D棟のカーポートのことですよね。私も管理しているのですが、作った建築の段階では、沼田町の1年間のというか、半年ぐらいの雪の重さではそれに耐え得るという事で聞いておりますので、一応除雪関係は屋根雪は降ろさなくても、雪解けまでおいておいても大丈夫ですと聞いておりますので、皆さん方にはそうやって説明したのと、ただ今年特に雪が多いので、この間からちょっと問題になっているのは、せっぴの関係で、屋根雪が巻いて前の方にくるので、私も見に行ったのですが、早い内に本当は少しつついて、ジョンバーか何かでつついておけば、あんな事にならなかったと思うのですが、溜まってしまっただけからせっぴが巻いてもなかなか、つついても落ちてこないという事で、一応カーポートの責任は、それぞれ使っている方々が、自治会の中でそれぞれ管理していただくという事で、入居の時には説明しておりますので、基本的には入居者の全員が、皆さん方それぞれ責任もってそういうせっぴですとか、その辺の前の雪はやってくださいということでの管理は支持してごさいます。

○議長（吉尾政春議長）2番。

○2番（橋場 守議員）課長の説明では、沼田町の1年間の降る雪は、載せておいても大丈夫だという説明なら誰も降ろさないです。今年のような雪になって、これから雨が降ります。そうすると雪に雨がそのまましみ込んで、重量がずっと重くなるのです。そういうのを考えると、大丈夫だと言ってあるのだから、これからユンボで押せばそれだけそこは荷物かかるけど、少しずつ軽くなっていくから、ちょっとそれぐらのことしないと、危険じゃないかなと思うけど考えて見てください。

○議長（吉尾政春議長）9番。

○9番（野 道夫議員）関連するのですが、今の町営住宅の車庫の事なんですけども、先ほど課長の方からお話のありましたような事で、あそこの自治会で管理をさせているという話でしたね、そこであそこの代金というのは町の方で指導しているのは、入る時、車を持ってた場合には月2千円で車庫代を払っております。ですけれども、たまたま車庫10日間借りるとか、なにか借りるというのは、自治会で金額を決めてその金額を自治会の方で

自由に使っているという話を聞いたのですけれども、その辺ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長）財政課長。

○財政課長（平木昭良課長）カーポートの使用につきましては、現実に入居する方が、実際に車をもっていなければ、使えないという事で、一応それにはそれぞれ自分の車の証明になるものを持ってきて頂いて、許可することになってございます。その中で、持ってない人という事で、何軒かありますけどもその方々の車庫をどういうふうにご利用するかというのは、その棟その棟で自治会がございまして、その棟の自治会にお任せしているというのが現状でございまして。何故、ないのに利用できないかというと、これは駐車場整備事業ということで、補助金をもらっているのでまず車の無い人は利用できない。ただ、先ほど言ったとおり、何日か例えば親戚がきたり、ちょっと都合でもう1台空いているところを貸してほしいという事になれば、使いたい方がそれぞれ自治会に言って、たとえば若干のお金を払うとか、それはそれぞれ自治会にお任せいたします。その使い道は、自治会の運営費等に使ってるということで、多分そうになっているはずでございまして。

○議長（吉尾政春議長）9番。

○9番（野 道夫議員）公共の施設を、自治会に自由にさせている事自体が、おかしいのではないかなという事を聞いているのです。それは、全道的に道営がそうだから町もそういうふうにしてますよという話もしていますけども、そういう事が行政の施設を自由に自治会にさせるという事がどうなのかという事なんですよ。

○議長（吉尾政春議長）財政課長。

○財政課長（平木昭良課長）それはお金を取る事にはならないのです。貸してもいないことから行政がお金をとるということにはならないので、今現実に使っていないところは、やはりその棟の、自治会が有効に利用するのが一番管理の方法としてはベターだと思っておりますので、それは自治会で無料でしょうが、例えば2千円で借りている人いれば、半分だとかそれは自治会に一応お任せしております、取る取らないは自治会の総意の中で多分管理上のお金として取っていると思っております。こちらの方では、空いているから、使っているから自治会からお金を頂くという事にはなりません。以上です。

○議長（吉尾政春議長）9番。

○9番（野 道夫議員）これを町長どのように考えますか、今の。ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（吉尾政春議長）休憩します。

14時32分 休憩

○議長（吉尾政春議長）再会します。

14時36分 再会

○議長（吉尾政春議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採択致します。お諮り致します。議案第10号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。ここで休憩を致します。

14時36分 休憩

---

15時18分 再会

○議長（吉尾政春議長）再会致します。日程第26、議案第11号、平成10年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園長。

○和風園長（清水勝之園長）議案第11号、平成10年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成10年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年3月4日提出。沼田町長名。別冊を、お開き頂きます。

（以下別冊、補正予算第4号を説明）

○議長（吉尾政春議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。

す。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採択致します。お諮り致します。議案第11号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 再会致します。日程第27、議案第12号、平成10年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園長。

○旭寿園長(高儀博幸園長) 議案第12号、平成10年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成10年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年3月4日提出。沼田町長名でございます。別冊の補正予算を、お聞き頂きたいと思えます。

(以下別冊、補正予算第4号を説明)

○○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。休憩をいたします。

15時25分 休憩

15時26分 再会

○議長(吉尾政春議長) 再会致します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採択致します。お諮り致します。議案第12号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長）日程第28、議案第13号、平成10年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長）議案第13号、平成10年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成10年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年3月4日提出。沼田町長名でございます。別冊の第3号でございます。

（以下別冊、第3号を説明）

○議長（吉尾政春議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採択致します。お諮り致します。議案第13号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長）日程第29、議案第14号、平成10年度老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長）議案第14号、平成10年度老人保健特別会計補正予算について。平成10年度老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年3月4日提出。沼田町長名でございます。別冊の第2号でございます。

（以下、別冊第2号説明）

○議長（吉尾政春議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。

す。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採択致します。お諮り致します。議案第14号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第30、議案第15号、平成10年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長(松田 剛課長) 議案第15号、平成10年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成10年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成11年3月4日提出。沼田町長。別冊補正予算第3号の1頁をお開き下さい。

(以下、別冊第3号説明)

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採択致します。お諮り致します。議案第15号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第31、議案第16号、平成10年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長(松田 剛課長) 議案第16号、平成10年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成10年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年3月4日提出。沼田町長。別冊補正予算第3号の1頁をお開き下さい。

(以下、別冊第3号説明)

○議長(吉尾政春議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採択致します。お諮り致します。議案第16号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長)ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長)以上で、本日の日程を終了します。本日は、これにて散会致します。ご苦労様でした。

15時46分 散会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員